

「クジラ別館」宿泊利用約款

2019年4月1日施行

第1条（適用範囲）

当宿がおお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則（以下「利用規則」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当宿が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

当宿に宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当宿の所在する都道府県の定める条例に基づき、次の事項を当宿に申し出ていただきます。

- (1) お客様の氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) お客様の連絡先
- (4) その他当宿が必要と認める事項

2. 前項に基づき当宿に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当宿に申し出ていただきます。

3. お客様が、宿泊中に第1項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当宿が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当宿が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 次の各号に定める事由が生じたときは、当宿は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊の申込み又は宿泊契約はその効力を失うものとします。

- (1) 前項の宿泊料金を、同項の定めにより宿泊開始前または当宿が指定した日までにお支払いいただけないとき。
- (2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、宿泊前日までに連絡がとれないとき。
- (3) 当宿からの連絡が明らかに拒否されたとき。

4. 前項に該当する場合でも、宿泊料相当額をご負担いただきます。また、既に宿泊料金を受領済みの場合は、同額を損害相当額とみなし、これを相殺させていただきます。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当宿は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

- (2) 満室により宿の提供ができないとき。
- (3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に宿を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (5) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする方が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当宿の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当宿の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (10) 宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- (11) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- (13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
- (14) その他、合理的な理由なく当宿スタッフの指示に従わないとき及び各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第5条（お客様の契約解除権）

お客様は、当宿に明示的に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. お客様が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、以下に定めるキャンセル料をお支払いいただきます。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 宿泊日の5日前から4日前までのキャンセル | 宿泊料の20% |
| (2) 宿泊日の3日前から2日前までのキャンセル | 宿泊料の50% |
| (3) 宿泊日の前日以降のキャンセル | 宿泊料の100% |
| (4) 宿泊日の6日前までのキャンセル | 無償 |

3. お客様が連絡をしないで、又は当宿からの連絡に出ないまま、宿泊日当日の午後3時までに到着しないときは、当宿は、その宿泊契約はお客様により解除されたものとして処理することができるものとします。この場合は、前項(3)を適用し、宿泊料の全額を請求いたします。

第6条（当宿の契約解除権）

当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊中であるかどうかにかかわらず、いつでも宿泊契約を解除することがあります。

- (1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (2) お客様が、当宿内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をする

おそれがあるとき。

- (3) お客様が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (6) 禁煙場所での喫煙、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
 - (8) 宿泊契約の締結が旅行代理店等を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、お客様による支払いが金融機関の送金取扱時間等に間に合わず、かつ翌日が金融機関の休業日等により、宿泊当日になっても振込の事実が確認されない場合を含みます。
 - (9) この約款又は当宿の利用規則に違反したとき。
 - (10) その他、合理的な理由なく当宿の指示に従わないとき及び各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
2. 前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項本文の規定を準用します。
3. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第1項(5)の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。

第7条（宿泊の登録）

お客様は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当宿の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当宿のフロントにおいて、改めて次の事項を登録していただきます。

- (1) お客様の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) 前泊地及び行先地
- (5) その他当宿が必要と認める事項

第8条（宿の使用時間）

お客様が当宿を使用できる時間は、当宿が定めるチェックイン時刻（宿泊開始日の午後3時）からチェックアウト時刻（宿泊最終日の午前11時）までとします。但し、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿は、前項の定めにかかわらず、同項に定める時間以外の宿の使用に応じることがあります。但し、その場合当宿は相応の追加料金を徴収することができるものとします。
3. 前項に基づきお客様が宿を使用できる時間内であっても、当宿は、安全及び衛生管理その他当宿の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第9条（利用規則の遵守）

お客様は、当宿内においては、別途定める当宿の利用規則に従っていただきます。

第10条（営業時間）

当宿の事務対応時間は、午前9：30から午後8時までとします。

2. 前項の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせします。

第11条（料金の支払い）

当宿の宿泊料は、一泊大人お一人様につき16,800円（税抜き）とします。但し、以下の各号に該当する場合は、これに対応する料金といたします。

(1) 宿泊料の合計が税抜きで5万円を越えるとき 50,000円（税抜き）

(2) お一人様での利用のとき 33,600円（税抜き）

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お客様の到着の際又は当宿が請求したとき、日本円のほか、クレジットカード又は当宿が承認する決済手段を用いる方法により、フロント又は当宿が指定する場所において行っていただきます。
3. お客様が当宿に備え付けの「創作ノート」をご利用され、当宿が指定する条件を満たした場合は、割引の適用があります。方法、条件、割引額等の詳細は備え付けの「創作ノート」の利用方法に記載したとおりとします。

第12条（当宿の責任）

当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行、又は不法行為によりお客様に損害を与えたときは、当宿に故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

第13条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

当宿は、お客様に契約した客室を提供できないときは、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当宿は、前項に基づく他の宿泊施設のあっ旋に努めたものの、あっ旋ができなかったときは、宿泊契約を解除することができるものとします。客室を提供できないことについて、当宿の責に帰すべき事由がある場合には、当宿は宿泊料をお戻しするほか、当該お客様の宿泊料の範囲で合理的な補償料を支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。

第14条（荷物類）

当宿では、原則としてお客様の荷物をお預りいたしません。宿泊中、お客様はご自身の荷物をご自身の責任で管理するものとします。

2. お客様が当宿内にお持ち込みになった物品、貴重品又は現金その他一切については、当宿の故意又は重過失に基づき滅失、毀損等の損害が生じたときのみ、当宿は、その損害を賠償します。

第15条（お客様の手荷物又は携帯品の保管）

当宿では荷物の預かりサービスを設けていませんので、貴重品を含めた荷物の管理は、お客様自身の責任で行うこととします。

2. お客様がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合、当宿は、原則として発見日を含めて7日間保管し、その間にお客様から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウト当日限りにご連絡がない場合には、当宿にて処分させていただきます。
3. 当宿は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に

応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。

3. 第2項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当宿の責任は、当宿に故意又は重過失のある場合を除き、金2万円を上限といたします。

第16条（お客様の責任）

お客様によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他お客様の責に帰すべき事由により、当宿が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、お客様に、当宿が被った損害を賠償していただきます。

第17条（客室の清掃）

お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として行いません。但し、備品、アメニティ類については毎日交換いたします。

2. お客様から清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただく場合があります。また、当宿が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
3. 前項の客室清掃について、お客様は、これを拒否できないものとします。

第18条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

2. この約款が改定された場合、当宿は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当宿のホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

以 上